

新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言



◆当協会は、感染防止対策として、次の取組を推進します。

1 社会的距離の確保

- 現地作業時の社会的距離を確保
- 関係先打合せ時の社会的距離を確保
- 会議、研修会開催時の社会的距離を確保
- 事務所勤務時の社会的距離を確保

2 社員及び職員等の保健衛生対策の徹底

- 社員及び職員のマスク着用及び手洗い(手指消毒)
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理
- 社員及び職員の体調管理

3 事務所の衛生管理・換気の徹底

- 事務所における換気設備による換気、又はドアや窓の開閉による換気
- 手洗い場(トイレ)における共通のタオルは使用しない

4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施

その他独自の取組

必要に応じ、職員の在宅勤務の実施

契約書等書類決裁の電子化・郵送処理の実施

県内の土地家屋調査士社員への感染予防対策の啓蒙・普及の徹底

上記の内容を当協会社員等へ普及し、取り組みを支援します。

令和2年7月1日

団体名 公益社団法人 栃木県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会